

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	担当課	産業政策課	検索番号	1 - 2
許認可等	適正計量管理事業所の指定及び計量管理の方法の検査	根拠条項	127		
<p>(根拠規定)</p> <p>計量法第127条 (許認可等の基準)</p> <p>「適正計量管理事業所の指定に係る運用について(平成5年11月1日5機局第7025号)」 廃止後の審査基準 「自治事務化に伴う計量法関係の解釈・運用等について(平成12年4月1日付経済労働部長決裁)」 「適正計量管理事業所の指定等について」平成13年6月改訂計量法関係ガイドライン</p> <p>法第128条第2号の規定に基づく適正計量管理事業所の指定の基準について(施行規則第75条第3項関係)</p> <p>(1) 規則第75条第3項第1号及び第2号の適正計量管理主任者及び計量士の職務等については、以下の基準とする。</p> <p>ア 流通関係(大規模小売店の場合)</p> <p>計量士の数 事業所毎に配属され(ただし、同一又は複数の都道府県に多数の店舗を有する者において、各事業所の計量管理が適正に実施できる場合についてはこの限りではない。)、かつ、次の各号を満たすことができること。</p> <p>a 使用計量器の検査を適正に行うこと。 b 適正計量管理主任者の指導及び計量実務に従事するものに対して、計量の方法、計量の正しい使用方法等の指導(以下「指導教育」という。)を年1回以上行うこと。 c 自主量目検査を行うこと。 d その他、必要に応じて現場を指導すること。</p> <p>適正計量管理主任者の数 売場又は部門ごとに配置され、かつ、計量実務に従事しているものを指導し、商品量目及び使用計量器を常時チェックできること。</p> <p>イ 流通関係(市場、一般小売店等の小規模小売店又はこれらが共同して計量を管理している場合)</p> <p>計量士の数 次の各号を満たすことができること。</p> <p>a 使用計量器の検査を適正に行うこと。 b 指導教育を行えること。 c 自主量目検査を行えること。 d その他、必要に応じて現場を指導すること。</p> <p>適正計量管理主任者の数 売場又は各部門又は店舗ごとに配置され、かつ、計量実務に従事する者を指導し、商品量目及び使用計量器を常時チェックできること。</p> <p>ウ 生産関係</p> <p>計量士の数 事業所毎に配置され、かつ、使用計量器の検査を適正に行うことができること。</p>					

適正計量管理主任者の数
製造ライン行程又は部門ごとに配置されていること。

(2) 施行規則第75条第3項の指定基準の「適正な計量管理が行われていること」とは、以下のとおりとする。

ア 法令等の遵守状況について

届出等を遅滞なく行っていること。
年次報告と実態に相違がないこと。

イ 計量管理規程及び組織について

計量管理規程どおりに組織が機能していること。
計量管理規程を定期的に見直していること。

ウ 検査設備について

検査設備は使用する計量器に応じ必要なものが充足されていること。
検査設備が良好に管理されていること。
設備借用の借用については賃貸契約書等が保管されていること。

エ 使用計量器について

定期的検査が適正に実施されていること。
不合格計量器の処置が適切に行われていること。

オ 量目管理（製造工程中の製品計量（計測）含む。）について

量目検査の結果を適切に活用していること。

カ 台帳の管理について

基準器等及び検査設備の管理台帳の記録が整理されていること。
使用計量器の管理台帳の記録が整理されていること。
合格証紙の受け払い等の管理が適正に実施されていること。
量目管理台帳の記録が整理されていること。

キ 指導教育について

計量士に適正計量管理主任者等に対し計量講習会等を開催させ、計量管理の方法及び量目検査方法などの知識及び技術の習得に努めさせる等、定期的に従業員教育を実施していること。
計量士又は適正計量管理主任者が必要に応じて担当者を指導していること。
指導教育について実施記録が整理されていること。

(その他)